窓口からお知らせします

5月の窓口案内

助成や給付、生活上での相談など、市役所で受け付け。今月のお知らせを紹介します。

保険料軽減措置が見直されます

後期高齢者医療制度

問合せ 医療助成・年金課　☎(740)1108

制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担公平を図り、負担能力に応じた負担を求めるため、保険料軽減措置の見直しが行われました。主な変更点は次の通り。なお、個人ごとの保険料額は７月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

①基礎控除後の総所得金額などが 58 万円以下の人の所得割額の軽減措置を段階的に見直します（表１）②資格取得日前日に被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額を段階的に見直します（表２）③低所得者（２割・５割軽減）の対象を拡大します。

表１

28 年度	29 年度	30 年度（予定）
５割軽減	２割軽減	廃止

表２

28 年度	29 年度	30 年度（予定）	31 年度（予定）
９割軽減 4,829円 ※	７割軽減 14,489円 ※	５割軽減 24,148円 ※	資格取得後２年を経過するまで５割軽減

※軽減後の保険料年額（28・29年度の均等割額48,297円で計算）

交通遺児激励金の申請

交通事故で保護者を失った小・中学生のいる家庭が対象

問合せ 道路管理課　☎(740)1184

５月１日(月)現在、市内に居住し、交通事故で保護者（親権者か、親権者がない場合は監護している人）を失った小・中学生のいる家庭に、交通遺児激励金を支給しています。申請は５月15 日(月)までに市役所５階の道路管理課へ。

柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院で保険の使えるものと使えないもの

問合せ 国民健康保険課　☎(740)2006

柔道整復施術（整骨院、接骨院）を受けるときは以下のことに注意して下さい。

柔道整復師の施術で保険が使えるもの

①医師や柔道整復師に、骨折や脱臼、打撲、捻挫など（肉離れを含む）と診断または判断され、施術を受けたとき（骨折と脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要）

②内科的要因による疾患ではないもの

健康保険が使えないもの

①疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労

②慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

③医療機関（整形外科などの病院）で同じ負傷などを治療中のもの

④労災保険が適用となる仕事中や通勤途中での負傷

治療を受けるときの注意

①保険対象外の場合もあるので、負傷の原因（いつ、どこで、何をして、どんな症状か）を施術機関に正確に伝える

②施術が長期にわたる場合は、内科的要因が疑われるので、医師の診断を受ける

③領収書は必ず受け取り、大切に保管する

施術内容などの照会について

施術日や治療内容について、国民健康保険課から文書などで問い合わせる場合があります。

負傷部位、施術内容、施術年月日の記録などを保管し、答えられるようにしてください。

国保医療費のお知らせを送付

医療機関を受診した世帯加入者全員の総額を通知

問合せ 国民健康保険課　☎(740)2006

国民健康保険加入者に年６回（奇数月）、医療機関を受診した世帯の加入者全員の医療費総額が記載された「医療費のお知らせ」を送付しています。

これは、実際にかかった医療費を知ることで、健康に関する意識や国民健康保険制度に対する認識を深めてもらうことを目的としています。なお、受診がない場合は送付しません。

5月24日 締め切り

在宅就業を動画で学習

クラウドソーシング活用の基礎を配信

在宅就業への第一歩

インターネットを活用して、仕事を受・発注することで、時間や場所の制約を受けることなく、在宅で仕事ができるクラウドソーシング。「在宅就業促進支援事業」の一環として、今年度は在宅での就業を希望する、より多くの皆さんに向けて、第一歩を踏み出すために必要な知識が学べる講座を動画で配信します。

動画では、クラウドソーシングの定番業務であるライティング（記事執筆）のノウハウが学べます。視聴には登録が必要です。

在宅就業について詳しく知りたい人は「在宅就業応援ナビ」 https://crowdworks.jp/lp/kawanishi_city へ。

対象は、パソコンを自宅で使用でき、インターネット環境が整っていて、「クラウドワークス」に登録できる市民。

５月24日(水)までに、申し込みフォーム https://goo.gl/forms/hxTmTy87R2O1Urf73 からお申し込みください。

問合せ 産業振興課　☎(740)1162

提案公募型地域経済活性化事業

補助制度の受け付けを開始

商店街の空き店舗対策と地域課題の解決に役立つ事業や、地域住民の需要に応じた事業など、地域経済活性化に効果が見込める新しい発想の事業を５月１日(月)から随時募集します。

要項と様式は、市ホームページに掲載。応募があった事業は選考審査し、採択されれば経費の一部を補助します。なお、事業の熟度を上げるために、市商工会の助言が必要になる場合があります。

これまでの実績としては、妊娠期・産後の女性を、整体やカウンセリングにより、穏やかに育児を楽しめるよう支援する、託児付きのサロン「マタニティ整体コモド」が採択されました。

問合せ 産業振興課　☎(740)1162

男女共同参画社会の実現へ

活動するグループを助成

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会。その実現に向けて活動している、またはこれから活動しようとしている市民グループの啓発活動や調査研究などの事業を助成します。

対 代表者とメンバーの過半数以上が市内在住・在勤者で、市内で活動する５人以上のグループ▷他 プレゼンテーションを行い、選考の上２グループ以内に助成▷申 郵 窓 市役所２階の人権推進室と男女共同参画センター、各行政センターに備え付けの申込用紙（市ホームページでダウンロード可）に必要事項を書き、６月２日(金)（必着）までに同室へ

問合せ 人権推進室　☎(740)1150　ファクス(740)1151
kawa0014@city.kawanishi.lg.jp